

3 医療費助成（子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費助成）をお持ちの方へ

●平成 30 年 8 月から併用レセプトが可能になりました●

平成 30 年 8 月より、特定医療費（指定難病）支給認定及び特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾病医療費支給認定、ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（肝炎治療特別促進事業）（以下、「難病等」という。）と併用レセプトにより 3 医療費助成（子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費助成）の請求が可能となりました。

このため、医療機関等での窓口支払額と自己負担上限額管理票（以下、「管理票」という。）の「自己負担額」欄の記載内容に差が生じる場合がありますので、次の事項に留意してください。

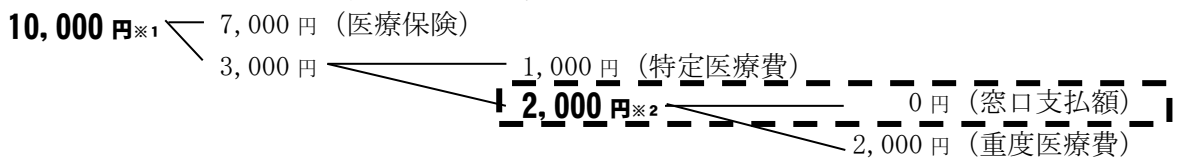
管理票には難病等による助成の金額のみ記載されます

管理票の「自己負担額」欄には、医療機関等での窓口支払額ではなく、**難病等による医療費助成に係る自己負担額のみ記載されます。** 次の例を参考にしてください。

例) 特定医療費支給認定における自己負担上限額 2,500 円
 重度心身障がい者医療費助成による一部負担が発生しない場合

日付	指定医療機関名	医療費総額 (10 割分)	自己負担額	自己負担の 累計額 (月額)	徴収印
9 月 1 日	●●病院	10,000 ※1	2,000 ※2	2,000	印
9 月 1 日	■■薬局	30,000 ※3	500 ※4	2,500	印

●●病院：月に初日に総医療費 10,000 円の医療を受けた場合
 →窓口支払額は「0円」となります
 →管理票の自己負担額は「2,000円」となります



■■薬局：●●病院の後、総医療費 30,000 円の医療を受けた場合
 →窓口支払額は「0円」となります
 →管理票の自己負担額は「500円」となります



【問い合わせ先】

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

感染症・特定疾患グループ

TEL : 011-231-4111